

## ○播磨町長期総合計画審議会設置条例

昭和51年 3月29日 条例第11号

## 改正

平成17年 6月 9日 条例第19号

## 播磨町長期総合計画審議会設置条例

(目的)

**第1条** この条例は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第138条の4の規定に基づき、播磨町長期総合計画審議会（以下「審議会」という。）の設置、組織及び運営に関する事項を定めることを目的とする。

(組織)

**第2条** 審議会は、委員15名以内で組織する。

2 委員は、次の各号に掲げる者のうちから町長が委嘱する。

- (1) 学識経験を有する者
- (2) 関係行政機関の役職員
- (3) その他町長が必要と認める者

(任期)

**第3条** 委員の任期は2年とし、補欠委員の任期は前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

**第4条** 審議会に会長、副会長を置き委員の互選によりこれを定める。

2 会長は、会務を総理し審議会を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(調査の委託)

**第5条** 町長は、特に専門的な調査研究の必要がある事項について審議会の意見によりその一部を他の機関に委託することができる。

(会議)

**第6条** 審議会は、会長が招集する。

2 審議会は、委員の半数以上が出席しなければ会議を開くことができない。

3 審議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

(庶務)

**第7条** 審議会の庶務は、企画グループにおいて処理する。

(委任)

**第8条** この条例に定めるもののほか、必要な事項は町長が別に定める。

## 附 則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（昭和61年12月15日 条例第23号）

この条例は、公布の日から施行する。

**附 則**（平成7年3月8日条例第1号）

この条例は、平成7年4月1日から施行する。

**附 則**（平成17年6月9日条例第19号）

この条例は、平成17年10月1日から施行する。

○播磨町長期総合計画審議会規則

昭和51年3月29日規則第1号

播磨町長期総合計画審議会規則

(目的)

**第1条** この規則は、播磨町長期総合計画審議会条例（昭和51年条例第11号）第8条の規定に基づき、播磨町長期総合計画審議会（以下「審議会」という。）の運営に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

(会長、副会長及び委員の辞任)

**第2条** 会長又は副会長が、その職を辞任しようとするときは、審議会の承認を得なければならない。

2 委員が、その職を辞任しようとするときは、会長を経てその旨を町長に申出なければならない。

(審議会の招集等)

**第3条** 会長は審議회를招集するときは、その旨を町長に報告しなければならない。

(欠席の申出)

**第4条** 委員は、審議会に出席できない事情があるときは、あらかじめその旨を会長に申出なければならない。

(町職員の出席)

**第5条** 町長その他関係職員は、審議会に出席して発言することができる。

(会議録)

**第6条** 審議会は、会議録を調整しなければならない。

2 会議録に記載する事項は、次のとおりとする。

- (1) 開会及び閉会に関する事項
- (2) 出席及び欠席した委員の氏名
- (3) 出席した職員等の氏名
- (4) 会議に付した事件
- (5) 議事の経過の要点
- (6) その他会長において必要と認めた事項

3 会議録には、会長及び会長の指名する委員2名が署名しなければならない。

(委任)

**第7条** この規則に定めるもののほか必要な事項は、会長が審議会に諮って決める。

**附 則**

この規則は、昭和51年4月1日から施行する。

改正

平成19年3月9日規程第2号

播磨町総合計画の策定に関する規程

(趣旨)

**第1条** この規程は、播磨町の新総合計画（以下「総合計画」という。）の策定に関し、必要な事項を定めるものとする。

(用語の定義)

**第2条** この規程において『総合計画』とは、21世紀にふさわしい播磨町の指針を定め、その目標を達成するために策定する基本構想及び基本計画をいう。

(策定委員会の設置)

**第3条** 総合計画を策定するため、播磨町総合計画策定委員会（以下「策定委員会」という。）を設置する。

- 2 策定委員会は、委員長、副委員長及び委員をもつて構成する。
- 3 委員長は副町長、副委員長は理事をもつて充てる。
- 4 委員は、職員の中から町長が任命する。
- 5 策定委員会は、委員長が招集し、会務を総理する。
- 6 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるときは、その職務を代理する。
- 7 策定委員会は、総合計画の原案を作成する。
- 8 委員長は、必要があると認めるときは、委員以外の者を会議に出席させることができる。

(専門部会の設置)

**第4条** 策定委員会の補助機関として、次に定める専門部会を設置することができる。

- (1) 総括部会（総括・行財政）
- (2) 教育・文化部会（教育・文化・コミュニティ）
- (3) 生活部会（福祉・健康・産業）
- (4) 環境部会（生活環境・都市基盤）

- 2 専門部会は、部会長、副部会長及び専門委員をもつて構成する。
- 3 専門委員は、職員の中から町長が任命する。
- 4 部会長及び副部会長は、専門委員の中から委員長が指名する。
- 5 専門部会は、部会長が招集し、会務を総理する。
- 6 副部会長は、部会長を補佐し、部会長に事故あるときは、その職務を代理する。
- 7 専門部会は、総合計画策定の基礎となる資料の収集調査、研究及び当該部門の計画素案を作成する。
- 8 部会長は、必要があると認めるときは、専門委員以外の者を会議に出席させることができる。

(専門部会の相互調整)

**第5条** 委員長は、各専門部会の相互調整を図る必要があるときは、第4条第5項の規定にかかわらず、2以上の専門部会を同時に招集することができる。

(総合計画の決定)

**第6条** 総合計画は、策定委員会が作成した原案を庁議に諮り、町長が決定する。

2 前項により総合計画を決定しようとするときは、長期総合計画審議会に諮問するものとする。

(資料の提出等)

**第7条** 専門委員は、職務遂行上必要があるときは、関係職員に対し、資料を提出させ、又は説明を求めることができる。

2 前項の要求があつたときは、関係職員は、速やかに必要書類を整えて専門委員に説明しなければならない。

(庶務)

**第8条** 総合計画策定に関する庶務は、企画グループにおいて処理する。

(委任)

**第9条** この規程に定めるもののほか、必要な事項は委員長が別に定める。

#### 附 則

この規程は、公布の日から施行する。

**附 則** (平成7年3月27日規程第1号)

この規程は、平成7年4月1日から施行する。

**附 則** (平成10年5月8日規程第6号)

この規程は、公布の日から施行する。

**附 則** (平成17年9月27日規程第12号)

この規程は、平成17年10月1日から施行する。

**附 則** (平成19年3月9日規程第2号)

この規程は、平成19年4月1日から施行する。